住宅金融支援機構に係る事業仕分け [第二弾:前半](4月23日)の結果について 【証券化支援業務関係】

(行革担当部局用)

事業番号 A-6

論点等説明シート(行革担当部局用)				
独立行政法人名	住宅金融支援機構			
事業名	証券化支援業務			

論点等

- 1. 金利の引下げ、信用リスクの対応等のため、証券化支援業務には平成 21 年度までに 7,033 億円 ^(※) の出資金が投入されている。
 - (注) うち 2,000 億円は 21 年度 1 次補正予算執行見直しにより国庫に返納を予定
- 2. 大幅な金利変動があった場合の ALM リスク (※1) 対応の出資金として、平成 19 年度以降平成 21 年度まで毎年 160 億円ずつ投入されている。(累計買取額約 6.6 兆円(約 33 万戸相当)に係る ALM リスクに対応)
 - (注) 一般担保債券の資金償還スケジュールと住宅ローンの実際のキャッシュフローのミス マッチにより生じるリスク
- 3. フラット 35 (買取型) は計画額に対し利用実績が 4 割を下回っていることから、 ALM リスク対応出資金は機構に過大に積まれているのではないか。 リスク対応に不要な分の出資金は国庫に返納すべきではないか。

フラット35(買取型)の計画額に対する実績

単位:億円

	実績額	計画額	実績率	出資金額
平成 19 年度	8,629	22,000	39	160
平成 20 年度	6,848	22,000	31	160
平成 21 年度	10,127	1	1	160
累計	25,604	66,000	39	480

ワーキンググループ A

(事業番号) A-6

(項目名) 証券化支援業務

(法人名) 住宅金融支援機構②

評価者のコメント

- ●貸出実績に応じたALMリスクに対応できるだけの出資金額に減額し、返納すべき。
- ●当該事業そのものは必要なものと考えるが、過大に積まれていると思われる出資金は国庫に 返納すべき。
- ●出資金の中でリスク対応を十分に考えて、過大な部分は国庫返納すべき。
- ●出資金は国に返して、毎年利子補給金を国会で議論する。
- ●ALMリスクに必要となっていない分を国庫返納。今後はリスク見通しのより厳格、適切な運営(毎年度見直し等)。
- ●ALMリスク対応出資金480億円のうち6割返納。
- ●(事業規模は現状維持。)ただし不要額を返納。
- ●実績にあわせた出資金額とすべきなので金利分は国庫返納すべき。そもそも証券化支援事業をこの独法がやるべきなのか疑問。他のローンも多く様々な使われ方をしている。この独法が一つのシステムを持つことはどうなのか。代替の仕組みがある。
- ●フラット業務廃止。民間に任せるべき
- ●長期固定の重要性はよくわかる。しかし、リスクを取ることこそ市中銀行の本来の仕事である。 銀行単位での(フラット35を利用しない)住宅ローンがいくらでもある以上、住金の役割がそれ ほど大きいとは思われない。銀行が貸せない人は貸さないというのも一つの情けではないか。 業容を漸次縮小し、できる限り民間の活動に委ねるべきであろう。

WGの評価結果

証券化支援業務

不要資産の国庫返納

<対象事業>

- ・ 事業の実施は民間の判断に任せる 2名
- · 当該法人が実施 10名 (事業規模 縮減 6名、現状維持 4名)

<見直しを行う場合の内容>

・ 不要資産の国庫返納 7名

とりまとめコメント

将来的には民間でも出来るのではないか、ということは巷間言われているところだが、一方で、今回、証券化支援業務そのものについての否定的な意見というのはあまりなかったと思うので、これはやっていただく必要がある。

一方で、多くの方に指摘をいただいたのが不要資産の国庫返納、これは、フラット35は活用されていないとか、あまり必要性がないという議論ではなく、必要であるものの、出資金額が若干過剰に積まれているのではないかという問題意識による指摘だと思う。

事業規模の縮減や現状維持ということについては、書き方の部分もあるが、フラット35そのものを減らすというよりも、おそらく積まれている部分について国庫に返していただく、出資金額を減らしていただくということであろうかと思う。

従って、このWGとしては、不要資産について国庫返納していただく、 ということを結論とする。